

日容包り発第 21—294 号

平成 21 年 11 月 30 日

名古屋市環境局長

斯波 薫 様

財団法人日本容器包装リサイクル協会

専務理事 石井 節

容器包装以外のプラスチックにかかる資源化について（回答）

貴市からお問い合わせのあった標記の件について、以下の通り回答いたします。

貴市からの協議依頼事項は次の 3 項目でありました。

- ①（財）日本容器リサイクル協会の業務として実施可能か
- ② 容器包装リサイクルルートに基づく入札等の活用が可能か
- ③ 混合プラスチックの費用負担・評価方法について

貴市と当協会とでこれまで協議を重ねて参りましたが、その中でもご説明してきたとおり、次の理由により、当協会としては貴市のご要望に対応することはできないとの結論に至りました。事情ご賢察のほど宜しく願いたします。

- ① 当協会は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人として、特定事業者からの委託を受け、容器包装プラスチックを再商品化する業務を実施している。
- ② 容器包装以外のプラスチックの資源化を市町村からの委託を受けて業務を行う場合は、「寄付行為」の変更が必要となるが、当協会としては、法に基づく指定法人としての業務を着実に実施することを最重要課題として、公益法人化を目指しているところであり、業務の拡大は考えていない。
- ③ したがって、容器包装に係わる受託業務以外の業務については対応できない。

以上